

議 事 録

令和 6 年度第 1 回川崎市情報公開運営審議会		
出席者	委 員	実 施 機 関 ・ 事 務 局
	市民代表 安 藤 均 石 山 一 可 後 藤 正 巳 齊 藤 恵 治 星 川 美代子 眞 鍋 邦 子 山 田 義 孝 学識経験者 嘉 藤 亮 富 田 千 鶴 早 川 和 宏 村 上 佳 子 山 本 龍 彦 湯 浅 壘 道 米 本 良 子 委員 計 1 4 人	(事務局：総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部) コンプライアンス推進・行政情報管理部長 小野 貴之 行政情報課長 森 博臣 担当課長 山口 一紀 担当係長 江上 史雄 担当係長 吉田 雅人 職員 5 人
開催日時		令和 6 年 8 月 8 日（木） 9 時 3 0 分から 1 0 時 3 0 分まで
開催場所		川崎市役所本庁舎 3 0 3 会議室
議 題		1 議 題 (1)川崎市情報公開運営審議会副会長の選任について (2)令和 5 年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況の報告について 2 その他
傍聴者数		1 人

【会議開始・資料説明】

湯浅会長 ただ今から令和6年度第1回川崎市情報公開運営審議会を開催します。

本審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき原則公開としております。

本日は傍聴の希望者がいらしていますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは傍聴を許可します。傍聴人の方は入室してください。なお、会議中に傍聴の希望があった場合は、随時入室していただくこととします。

次に、今回が対面での初の会議になりますので、初めに、委員の皆様と事務局のメンバーについて、事務局より紹介をお願いします。

山口担当課長 事務局を務めさせていただきます、行政情報課情報公開担当の山口と申します。

お手元にお配りしております委員名簿の順に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

安藤 均委員でございます。本日はオンラインで御参加いただいております。

石山 一可委員でございます。

後藤 正巳委員でございます。

齊藤 恵治委員でございます。本日はオンラインで御参加いただいております。

星川 美代子委員でございます。

眞鍋 邦子委員でございます。

山田 義孝委員でございます。

嘉藤 亮委員でございます。

佐藤 仁美委員は、本日は所用により御欠席です。

富田 千鶴委員でございます。本日はオンラインで御参加いただいております。

早川 和宏委員でございます。

村上 佳子委員でございます。

山本 龍彦委員でございます。本日はオンラインで御参加いただいております。

湯浅 壘道委員でございます。

米本 良子委員でございます。本日はオンラインで御参加いただいております。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

コンプライアンス推進・行政情報管理部長の小野でございます。

行政情報課長の森でございます。

情報公開担当課長の山口でございます。

同じく担当係長の江上でございます。

同じく担当係長の吉田でございます。

以上で事務局の紹介を終わらせていただきます。

湯浅会長 次に、事務局から、資料の確認と本日のスケジュールについて説明をお願いします。

江上担当係長 本日の委員の定足数でございますが、現在14名の委員が御出席いただいております、過半数を超えていますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いします。

まず、本日の資料でございますが、対面会議で御参加の委員の皆様には、クリアファイルに入れた状態で配布しておりまして、上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、『令和5年度の運営状況報告について』、「参考資料・運営状況の推移」の5点がございます。

Web会議で御参加の委員におかれましては、事前にメールでお送りした資料を御確認ください。

以上が本日の資料となりますが、もし不足しているものがありましたら、お申し出いただけれ

ばと思います。

次に、本日のスケジュールでございますが、議事次第を御覧ください。

次第に記載してあります議題に沿いまして、副会長の選任、令和5年度の運営状況に関する報告を合わせておよそ1時間、10時30分までの終了を目途に、進めてまいりたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

1 議題（1）川崎市情報公開運営審議会副会長の選任について

湯浅会長 それでは、本日の議題に入ります。

議題1の『川崎市情報公開運営審議会副会長の選任について』です。

事務局より説明をお願いします。

山口担当課長 この審議会では、会長及び副会長を各1人置きまして、委員の互選により定めるとしております。

令和6年3月8日に書面会議方式で開催した審議会におきまして、湯浅委員を会長に選任しておりますので、今回は、副会長を選任することになります。

湯浅会長 ありがとうございます。特に御推薦、あるいは御自分から立候補される方がいないようでしたら、前期も副会長をお務めいただきました村上委員に、引き続き副会長をお願いしてはいかかと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

湯浅会長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、副会長は村上委員をお願いすることにいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、村上副会長から一言御挨拶をお願いします。

村上副会長 村上でございます。

微力ながら円滑な審議の支援をしていけますよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議題（2）令和5年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況の報告について

湯浅会長 ありがとうございます。

それでは、議題（2）ということでございます。本日は、報告の案件ということで、令和5年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況の報告についてということでございます。それでは、総務企画局行政情報課と、それから事務局からの報告案件ということで、事務局から御説明をお願いします。

吉田担当係長 それでは、令和5年度の運営状況について御報告させていただきます。

お手元の資料に、「令和5年度の運営状況報告について」というタイトルの冊子がございますので、そちらを御覧ください。

まず、表紙を御覧ください。

本日御報告いたしますのは、「公文書公開制度」、「個人情報保護制度」、「会議公開制度」の3つの制度に係る昨年度の運営状況についてでございます。

この3つの制度につきましては、それぞれの根拠条例におきまして、運営状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表することとなっております。

また、こちらの「情報公開運営審議会」には、毎年度1回目の会議で報告することになっており、本日御報告させていただくものでございます。

なお、できる限りポイントを絞りまして御説明させていただきます。

それでは表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

「Ⅰ情報公開条例の運営状況」でございます。

「公文書開示請求の処理状況」でございますが、令和5年度の公文書開示請求件数は1,825件ありました。

表1-1の「情報分野別件数」は、都市整備に関する情報等が含まれます、8番の都市環境関係情報が547件、次いで、1番の行政一般関係情報が420件となっています。

2ページの表1-2「実施機関別件数」は、市長が1121件、教育委員会が401件、公営企業管理者の上下水道局が191件となっています。

市長の内訳は、区役所が228件、次いで、まちづくり局が190件となっています。

3ページの表1-3「請求方法別件数」は、電子申請が829件、次いで、窓口が525件、FAXが417件となっています。

表1-4「個人・法人別件数」は、個人が1125件、法人が700件となっています。

表1-5「部分開示・拒否処分の内訳件数」は、個人情報をもととする部分開示が395件、法人情報を理由とする部分開示が245件となっています。

また、4ページから64ページまでの「表1-6」は、令和5年度の公文書開示請求全件の概要を記した一覧になりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、65ページを御覧ください。

「2公文書開示請求に係る審査請求の処理状況」になります。

表2-1にありますとおり、審査請求は10件ございました。

表2-2は、公文書開示請求に係る審査請求についての情報公開・個人情報保護審査会の内容です。

審査会は第1部会、第2部会の2つの部会に分かれており、それぞれの部会において順次、審査請求の審査をしております。

審査請求の内容については、66ページの表2-3に記載がございます。

こちらでも後ほど御確認いただければと思います。

次に67ページを御覧ください。「出資法人等文書に係る開示申出状況」です。

情報公開条例により、指定出資法人及び指定管理者は、その管理する情報の公開に関し必要な範囲内で市の実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

令和5年度における開示申出は、3つの出資法人に対する43件となっております。

43件の個人・法人別内訳や請求内容等については、68ページから72ページに一覧表がございますので、後ほど御参照ください。

以上で情報公開条例の運営状況についての報告を終わります。

続きまして73ページをお開きください。

「Ⅱ個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の運営状況」でございます。

個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した「個人情報ファイルの届出件数」でございますが、表1-1のとおり、開始が293件、変更が6件、廃止が1件で、合計300件の届出がありました。

次に、個人情報を取扱う業務を行う場合に届出を行う「業務届出書の届出件数」でございます

が、表１－１のとおり、開始が２７５件、変更が２件で、合計２７７件の届出がありました。

次に「３ 個人情報開示等請求の処理状況」でございますが、表２－１のとおり、請求件数は合計で４６１件ありました。

表２－２の「処分別件数」は、全部開示と全部訂正の合計が１９１件、一部開示が１３９件、不開示・不訂正の合計が１２４件となっています。

請求の具体的な内容につきましては、次の７５ページから８４ページまで一覧にしておりますので、後ほど御参照ください。

次に、８５ページを御覧ください。「個人情報開示等請求に係る審査請求の処理状況」について御説明いたします。

初めに、表３－１の「審査請求の処理状況」でございますが、新たに受けた審査請求は５件ございました。

また、裁決件数が３件、審査中件数が４件となっています。表３－２では、審査会における、個人情報開示請求等に係る審査請求についての審議の経過を示しています。

また、審査請求の内容については、８７ページから８８ページまでの表３－３に掲載しております。

次に８９ページを御覧ください。「５ 苦情の処理状況」でございますが、これは、個人情報の保護に関する苦情について対応するための苦情処理機関として設けられている、個人情報保護委員が受け付けた、個人情報に関する市民からの苦情の処理状況で、８件の相談がありました。

次に、下段の「６ 目的外利用等の届出状況」でございますが、目的外利用、これは実施機関内部で、保有個人情報を目的の範囲を超えて利用するものですが、１７３件、目的外提供、こちらは実施機関外部に、目的の範囲を超えて提供するものですが、６１０件ありました。

なお、目的外利用の具体的な内容については、９０ページから１００ページまで、目的外提供の具体的な内容については、１０１ページから１２９ページまで一覧にしておりますので後ほど御参照ください。

次に、１３０ページを御覧ください。「７ 川崎市が設置し、又は管理する防犯カメラの設置状況等」について、御説明いたします。

本市が設置し、又は管理する防犯カメラは、４６９か所ございます。

設置局は、教育委員会（学校等）が最も多くて１４７か所、次いで、その他（病院、福祉施設、市バス等）が１３３か所となっています。

３の設置目的は、施設内への不審者侵入防止が最も多くて２７６か所、次いで、施設、機器等の保安管理等に係る防犯が１１３か所となっています。

９の苦情対応は、防犯カメラについて、個人情報に関する苦情はございませんでした。

個人情報保護法等の運営状況については、以上でございます。

続きまして、１３１ページを御覧ください。

「Ⅲ 審議会等の会議の公開に関する条例の運営状況」について御説明いたします。

この条例の対象となります会議は、条例第２条に定められた、市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等になります。

「１ 対象となる審議会等の数」は、２０９会議でございまして、この情報公開運営審議会も含まれております。

また、内訳としては、公開の会議が９７、一部非公開の会議が３８、非公開の会議が４４となっております。

なお、会議は設置されておりますが、昨年度は１度も開催されなかった会議が３０会議ありま

した。

次に、全審議会等のうち、公開及び一部非公開会議の占める割合については、64.6%となっています。

続きまして、「2 会議の開催状況」についてですが、会議の開催延べ数は、2,348回、その内訳は公開が633、一部非公開が61、非公開が1,654となっています。

また、開催延べ数のうち、公開及び一部非公開会議の占める割合は、29.6%となっています。

個人に関する事項を取り扱うため、非公開で行われる「介護認定審査会」1,183回を除くと、59.6%が公開又は一部公開となっています。

次に「3 傍聴等の状況」についてですが、傍聴人の延べ人数は384人で、傍聴があった審議会等の数は43でした。

次に、132ページを御覧ください。「4 主な会議の開催状況」でございますが、各局別に主な会議を一覧表にしております。後ほど御参照いただければと存じます。

次に、137ページを御覧ください。

「新たに対象となった審議会等」は7会議あり、「廃止された審議会等」は、5会議ありました。

次に、138ページを御覧下さい。「7 主な非公開会議」について、事由別にまとめています。後ほど御参照いただければと存じます。

最後に、141ページを御覧ください。

「傍聴があった審議会等」ですが、傍聴者数が多い順に掲載しています。

傍聴者が最も多いのは「社会教育委員会」で、95名の傍聴がありました。

以上で報告資料についての説明を終わります。

続きまして、お手元の「【参考資料】運営状況の推移」について、御説明いたします。

こちらの資料は、運営状況報告の主要な項目について、過去5年間の推移をまとめたものになります。

1ページに「公文書開示請求の件数の推移」のグラフを載せております。

公文書開示請求の件数は、4年前と比べると全体で355件、個人は420件増加しています。

個人の請求件数が増加した主因は、特定の開示請求者による開示請求の件数が増加したことによるものと考えられます。

3ページに「公文書開示請求の請求方法の推移」のグラフを載せております。

公文書開示請求の請求方法は、4年前と比べると、電子申請が大幅に増加し、FAXと郵送が減少しています。

5ページに「個人情報ファイル・目的外利用等の届出、開示等請求の状況」のグラフを載せています。

保有個人情報開示等請求の件数は、4年前と比べると48件減少しています。

7ページに「防犯カメラの設置状況の推移」のグラフを載せています。

防犯カメラの設置個所の数は、4年前と比べると183か所増加しています。

教育委員会（学校等）やその他（病院、福祉施設、市バス等）の増加が主因です。

目的別では、施設内への不審者防止を目的とするものが124か所増加しています。

9ページに「会議の開催状況の推移」のグラフを載せています。

会議の開催延べ数は、4年前と比べると313回増加しています。

開催延べ数のうち、公開及び一部非公開会議の占める割合は29.6%で、4年前より増加してい

ます。

以上で、令和5年度の運営状況についての報告を終わります。

ありがとうございました。

湯浅会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御質問等がございましたら、どうぞ順に御質問いただければと思います。

皆様が質問をお考えいただいている間に、私から2点ほど質問させていただきます。

1点目は、従前から、金額入り設計書の開示請求は、川崎市の場合は全部開示しているので、情報公開制度に基づく開示請求には乗せないで、いわゆる情報提供の手续に切り替えてはどうかという話があったかと記憶していますが、その後、特に進展はありましたか。

2点目は、これも前期の審議会から、いわゆる「匿名加工情報」について引き続き検討する、提案についてどう受けるかなどを検討するということになっていたかと思います。その後の検討状況はどうなっていますかということを、伺いたいです。

吉田担当係長 まず、金額入りの設計書のお話でございますけど、おっしゃるとおり、全部開示のものになっております。それで、もちろん公文書開示請求で受け付けられないものではないのですが、請求者の方に、今、オンライン手続でも情報を提供できるようなかたちになっておりまして、現状ですと、特に設計書を多く抱えている局を中心に取組を進めておりまして、電子申請での対応について、一部の局ではまだ対応ができていないような状況とはなっています。

湯浅会長 分かりました。

江上担当係長 もう一つの匿名加工情報のほうですが、令和5年度から匿名加工情報の提案募集が政令市に義務づけられましたので、令和5年度から年1回、個人情報ファイル簿を公開して、提案の募集をしております。

昨年度は、提案から、審査を経て、最終的に提供に至ったものは1件もございませんでした。実績としてはゼロになります。

湯浅会長 そうですか。提案自体はありましたか。

江上担当係長 提案自体はありましたが、取り下げられてしまったので、審査に至ったものはないです。

湯浅会長 はい。分かりました。

委員の皆様から、いかがでしょうか。

早川委員 よろしいでしょうか。

まず、情報公開のほうの資料20ページ目の真ん中あたりの「605番」ですが、公文書の名称は、「職員の退職に関する文書」で、「文書不存在による拒否」ということですが、何について請求されたかにもよりますが、文書が存在しないはずがないだろうという気がするのですが、いかがでしょうか。

吉田担当係長 こちら、個別の請求内容の詳細が、今、確認できませんので、正確なことを申し上げられるか分かりませんが、当然、退職している職員のものであれば、おっしゃるとおり、おそらく何らかの手続を取っておりますので、何らかの書類があるとは思われますが、例えば、特定の職員の退職に関する文書が請求されている場合、その職員が退職をしていないようなケースも考えられますので、その場合は、文書不存在といった処分に至る可能性もございます。

早川委員 この表しか見ない方からすると、やっぱりないわけがないだろうという気がすると思います。もう少し、請求対象の文書名などを、限定して記載されたほうがいいのかと思います。

同じような意味合いで言うと、32ページ目の「932番」も、「新型コロナワクチンに関する情報」というのが、「文書不存在」というと、ないわけがないだろうと、令和5年の段階で。そうい

う気がしてしまうので、もう少し新型コロナワクチンに関する何とかな情報みたいな、もう少し絞り込んだ請求であれば、それは不存在があり得るなと思うのですが、この書きぶりだと、見た人が違和感を覚えると思いますので、もし議会に報告するまでに補足などを追加できるのであれば、付け加えておかれたほうがよろしいと思いました。

吉田担当係長 ありがとうございます。

早川委員 続けてもう一件、よろしいでしょうか。

今回、個人情報のほうで、これはお願いというか、表記の揺れなのですが、例えば123ページ目の一番下です。内容自体は問題ないと思いますが、123ページ目の一番下、486番「職員給与ファイル」について、一番右側の備考欄が「国税徴収法第141条に基づくため」という書きぶりになっていますが、例えば、同じものが453番、122ページ目のほうですと、「国税徴収法第141条に基づく照会に対して回答するため」という書きぶりになっていて、多分全く同じことを意図されていると思いますが、おそらく回答した文書によって書きぶりがちょっと違っていて、事務局のほうで統一されていないのでこういった記載になっているのかなと思いますが、他の部分を含めて、「何々に対して回答するため」で揃えるのであれば、揃えたほうがよろしいかなと思いました。

127ページ目の561番は、「介護保険認定管理業務」に関するもので、備考欄が「都市計画事業に必要であり、相当性が認められるため」とあります。

介護保険で都市計画事業なのですか。

江上担当係長 そうです。561番につきましては、他の地方公共団体が行う都市計画事業のために、川崎市で保有している介護保険認定管理情報が必要であるということで、照会がございました。

早川委員 介護保険の認定管理業務の書類が欲しいというのが、私の中で違和感があったので。これで間違っていないかと思いますが、御確認いただいたほうがいいのかと思います。

安藤委員 運営状況の3ページの表1-5の内訳のところ、存否に関する情報の拒否の17件でございますが、情報公開ハンドブックによれば、存否に関する情報の拒否は、慎重な判断を要するので、行政情報課に協議をするというマニュアルになっているようですが、マニュアルどおり、この17件は、行政情報課に事前に協議があったという理解でよろしいでしょうか。

湯浅会長 事務局からお願いします。

吉田担当係長 存否応答拒否の場合につきましては、開示請求の中でも、対応の中でも比較的件数が少ないもので、例外的なケースとなります。こちらにつきましては、拒否処分を行う所管課のほうから、事前に行政情報課のほうに御相談をいただくことは多いですが、実際に御相談をいただいているかという集計を取るということまではしておりません。

安藤委員 必ずしも、事前に相談を、協議を受けているわけではないという御発言でしょうか。

吉田担当係長 御相談いただくことは多いのですが、内容によって、例えば、所管課のほうでも存否応答ができないことが明らかなのであれば、そういったケースもございます。

安藤委員 個別で見えていて、よく分からなかったところがあります。

57ページの、番号が1610番、こども未来局の「市が保有する幼稚園等の未就学児が通園する施設における、いじめの相談内容や対応内容」で、これが存否応答拒否ということで、あるかないか、お答えできませんということになっているのですが、川崎市に限らずいじめの問題が非常に社会的な問題になっている中で、この請求に対して、あるかないか答えられませんということが果たして適切なのかどうかというのが、私はちょっと判断できないので、御説明ないし各委員の方に御意見いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

湯浅会長 どうぞ。事務局からお願いします。

吉田担当係長 今、御指摘いただきましたのは、１６０９番でよろしかったですでしょうか。

安藤委員 今申し上げたのは、１６１０番です。存否応答拒否をした理由がよく理解できないので。私だけなのか、どうかというところがございますので、御確認をさせていただきたいと思います。

湯浅会長 これは、川崎市情報公開条例の１１条に基づく拒否ということだと思いますので、最初に事務局に、この１１条はどういう趣旨かということ、委員の皆様にも参考のために、まずは説明をしていただいて、その後、１６１０番ではなぜ１１条に基づいて存否応答の拒否がされたのかを、事務局から説明していただこうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

安藤委員 ありがとうございます。

湯浅会長 では、事務局からお願いします。

吉田担当係長 それでは、まず、情報公開条例の１１条ですけれども、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで個人の権利利益を害するおそれがある情報、犯罪の捜査等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報、その他の不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」という条文になっています。

当該、１６１０番ですけれども、こちらは、幼稚園等の未就学児が通園する施設におけるいじめの相談内容や対応内容といったところが存否応答拒否、こちらの条文を適用して拒否しているという内容になっておりますが、請求を受けた内容につきまして、あるかないかを答えるだけで、情報公開条例の非開示情報に当たるような部分が開示されてしまうおそれがあるということで、今回、こども未来局のほうで判断して、存否応答拒否になった事例となります。

湯浅会長 ということですが、安藤委員、今の説明で御理解いただけましたでしょうか。

安藤委員 １１条は理解できました。１１条の適用に当たっての存否応答拒否という結論に至る考え方のプロセスがよく理解できないのであります。

湯浅会長 事務局からよろしくをお願いします。

山口担当課長 要するに、いじめがあったか、なかったかということの事実も含めて、それがあってもないとも言えないと。それが個人のプライバシーといいますか、権利利益に影響する、害するおそれがあるというふうに所管のほうで認定しましたので、存否も、あるかないかも答えられないという回答になったというふうに考えています。いじめがあったか、なかったかも含めてですね。

よろしいでしょうか。

安藤委員 １１条の存否応答拒否で、もう一つ、この資料で、１２２２番「国民健康保険料の算定データ」も同じですが、１２０４番で「国民健康保険料の算定に係る説明資料」は全部開示しているのに、算定データがあるかないか答えられませんという考え方のプロセスが理解できなかったのも、この点はいかがでしょうか。

吉田担当係長 よろしいでしょうか。１２０４番につきましては、国民健康保険料の一般的な算出に係る資料ですね。一般に出ているような計算のやり方であるとか、そういったものを指しているものと思われる。

一方で、１２２２番につきましては、おそらくこちらは、どなたかの具体的な実際の国民保険料を算定した、実際にいくらというかたちで算定して出した数字についてのことを指しているものと思われます。

湯浅会長 安藤委員、今の事務局の説明で御理解いただけましたでしょうか。

安藤委員 はい。御説明いただいてありがとうございます。

引き続き確認したいことがございますので、私の発言でよろしいでしょうか。

湯浅会長 引き続きどうぞ。

安藤委員 74ページの個人情報の処分別件数で、不開示・不訂正の合計124件の内訳は、75ページの3番とか5番にある存否応答拒否のケースも含まれるというカウントの方法なのでしょうか。

湯浅会長 事務局、どうぞ。

江上担当係長 75ページのケースは、不開示の理由が「存否応答拒否」となっておりますが、存否応答拒否は、この74ページの表のほうでは、不開示・不訂正に含まれております。

安藤委員 最後にもう一点、確認したいのですが、よろしいでしょうか。

湯浅会長 はい、どうぞ。

安藤委員 130ページの防犯カメラについての確認ですが、よろしいでしょうか。

湯浅会長 はい、どうぞ。御発言ください。

安藤委員 ここは私の理解不足なので、御確認なのですが、設置局の「その他」に「病院、福祉施設、市バス」と書いてあるのですが、市バスで防犯カメラを設置しているというのは、どういう運用だと理解すればよろしいのでしょうか。

湯浅会長 事務局からお願いします。

江上担当係長 市バスでは、各バスの車両にドライブレコーダーを設置しておりまして、このドライブレコーダーが、私たちの整理としては監視カメラに該当するということです。市バスに設置されている防犯（監視）カメラの主な内容としては、市バスの車両に設置されているドライブレコーダーになります。

安藤委員 はい。よく理解できました。最後に、130ページの一番下の注記ですが、「非公表の防犯（監視）カメラを除く」という注意書きがあるのですが、非公表のものがあるということが理解できなかったのですが、これはどういう理解をすればよろしいでしょうか。

湯浅会長 はい、事務局からお願いします。

江上担当係長 この非公表の防犯（監視）カメラにつきましては、所管局のほうから、公表すると保安上、問題があるという申し出がございまして、この1件につきましては、具体的な内容については非公表としております。

安藤委員 公表すると防犯上問題が出てくるから公表できないと、こういう御説明ですね。

江上担当係長 そのとおりでございます。

安藤委員 設置箇所、469か所の内訳の161か所から60か所、縦に集計すると469か所なので、非公表も含めてどこかにカウントされているという理解になりますか。

湯浅会長 はい、事務局からお願いします。

江上担当係長 こちらの防犯カメラの設置状況の表でございしますが、※印がついている2番、4番、8番、9番、この辺りにつきましては、保安上の問題があり、公表していませんので含まれておりませんが、それ以外の※印がついていない設置箇所、設置目的、防犯カメラの設置状況の有無、こういった項目につきましては、特段公表しても問題がないということで、件数に含めております。

安藤委員 ありがとうございます。

湯浅会長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆様から御質問等はございますか。

眞鍋委員 眞鍋です。よろしくお願いします。

安藤委員からも存否応答拒否の御質問があったと思いますが、私も実はその辺が気になっていまして、個人情報保護条例上の開示請求であれば、存否応答拒否処分というのもあり得るかなと思いますが、一般の公文書開示請求において、存否応答拒否というのはあまり例がないのではと思っています。さきほどのいじめの問題のようなものは致し方ないかなと思うのですが、一覧表を見ると、存否応答拒否の理由が、先ほど安藤委員もおっしゃっていましたが、ちょっとよく分から

ないのですね。

内容、開示請求だとか、その文書自体の内容を見ないと事務局の方も分からない部分はあると思いますが、その辺、ちょっとこの表だけでは分からないということと、それから、存否応答拒否は11条の規定によるものですが、拒否という処分がありまして、それは8条ですよ。

吉田担当係長 8条の各号のいずれかです。

眞鍋委員 それで8条の拒否というのがちょっとよく分からなくて。8条の何号なのでしょう。1号とかでしょうか。そうすると、例えば、法令の規定によってこれは公開することは禁止ですよという、法律で決まっているとか、あるいは国の機関からの指示でこれは公開しちゃいけませんよというようなことがあるのであれば、その理由を書いて、全部非開示にするほうが正しいのではないかと思います。拒否という処分は、ちょっとよく分からないのです。拒否処分というのと、存否応答拒否とは、全然内容が違ふと思いますけれど、その説明をしていただけると理解できると思うのです。

湯浅会長 はい。事務局からお願いします。

吉田担当係長 はい。存否応答拒否の場合は、あるかどうか答えられない。通常の拒否の場合は、あるけれども開示できないという違いがございまして、ただ両方とも、例えば、通常の拒否の場合も存否応答拒否の場合も、背景に8条の各号に規定する非開示情報を出してしまうということになってしまふので、拒否ないしは存否応答拒否という処分をするということになります。おっしゃるとおり、存否応答拒否の場合は、この表自体には、なぜそういうふうな形でそこにたどり着いたといったところの説明までは、記載はしてはいないです。

部分開示の場合ですと、この表の右から三つ目、ここに不開示をした部分というのは出しているのですけれども。

眞鍋委員 要するに、全部非開示にすればいいのではないかとということなのです。拒否ではなくて。今、8条で拒否処分としているので、出してはいけないとか、法律で決まっているとか、そういう理由があるのであれば、そういう理由で出せないですよという全部非開示という処分をすればいいのではないですかという、単純な私の疑問です。

吉田担当係長 そうしますと。

眞鍋委員 拒否という処分はこれでできるのですか。8条で。

吉田担当係長 おっしゃっている拒否というのは、全部非開示と同じです。

眞鍋委員 同じだけれど。

湯浅会長 いや違うと思いますよ。早川委員からお願いします。

早川委員 情報公開の専門なので、御説明申し上げます。

事例が多分分かりにくいと思うので、例えば、川崎市役所がどこそこの会社の調査に入った書類について情報公開請求が来たとします。そうすると、それについて、見せられないので不開示ですとすると、調査に入ったということがばれてしまうわけです。それについては、ありませんということになると、調査に入っていないということがばれてしまうわけです。

調査に入った書類を下さいと言われて、それについて、不開示情報があるので全部不開示ですとしてしまうと、調査に入ったから不開示なのですねということになってしまいます。

眞鍋委員 それは分かりますけれど、調査に入ったということを、個人のお宅なら分かりますけれど、例えば、お店とか会社とか、そういうところだと守るべきことはあるのですか。

早川委員 それは、条例でいうと8条2号の法人に関する情報で、普通の会社とかお店であれば調査は入らないけれど、川崎市が調査に入ったということが分かると、その会社は何か問題があったのではないかという疑いの目で見られるわけですね。疑いの目で見られるということは、営業活動などの利

益を害する可能性があるということになるので、調査に入ったか入っていないかを内緒にするためには、その文書があるかないとも言えないけれど、見せられませんという判断をしなければいけない。これが存否応答拒否ということになります。

眞鍋委員 存否応答拒否というか、拒否。8条上の拒否ということなのですね。

早川委員 8条ではなくて、11条です。今の例で申し上げますと、もし仮にその文書があるとすれば、8条2号の法人等に関する情報を開示することになってしまうので、文書があるかないかお答えできず、見せられませんというのが存否応答拒否の内容です。

眞鍋委員 職員の不祥事とか、8条1項4号で拒否になっていますね。他に、件名だけだとよく分からないので、例えば、何とか商店とか、何か食品の加工をしているようなところ。この間のウナギの黄色ブドウ球菌みたいに、そこを特定しているところ。もう報道されちゃっているんで、それは意味がないと思いますけれど、それが全然公になっていないところに、特定されて請求をされれば分かるのですけれど、特定されていなければ分からないのではないかと思います。いろいろあれば、何十件もあればですが。特定されていたということですよ、今回は。

湯浅会長 事務局のほうで答えます。

吉田担当係長 おそらく、個人は当然として、法人であったときに、法人名を特定した上で請求があると、今、おっしゃったような結果になります。

眞鍋委員 そうということですよ。いろいろ案件によって、いろいろ事情があると思うので、そういった例としてはありますということですね。

分かりました。ありがとうございます。

湯浅会長 はい。ありがとうございます。

それでは、村上副会長、お願いいたします。

村上副会長 ありがとうございます。先ほど見せていただいた130ページの防犯カメラの設置状況のところですが、細かい点で恐縮ですが、7の委託契約書等の個人情報保護についての記載の有無というところで、そもそも委託していませんというのもありますが、記載が「あり」というのが221か所で、記載が「なし」というのが8か所あるのですが、これについての理由など教えていただきたいのと、理由があるのであれば、補記をされたほうがよろしいのではないかとということでございます。いかがでしょうか。

湯浅会長 はい、事務局からお願いします。

江上担当係長 7番の「なし」でございますが、こちらにつきましては、委託契約という形態ではなかったので、契約書に添付する必要がないと判断していたので「なし」となっていますが、今回の報告の際に、次の契約の見直しのときに個人情報を取り扱っているので契約書に記載する、委託契約ではないけれど契約書に個人情報保護について記載するという報告がございましたので、この報告の時点では「なし」が8か所となっていますが、これについては、近日中に解消される見込みでございます。

村上副会長 ありがとうございます。それは委託契約ではなく、サービス契約のような違う契約だったので、個人情報保護に関する定めはないけれど、契約の形態を見直すか、契約の内容を見直すかなどして、個人情報保護に関する条項を改めて追加するという、そういう予定ですよという理解でよろしいでしょうか。

江上担当係長 はい。そのとおりでございます。

村上副会長 それは何かどこかに補記をされたほうがよいように思います。ただ「なし」ですと、個人情報保護に関する手当てもなしに委託しているかのように思われてしまいますので、補足いただければと思います。

湯浅会長 ありがとうございました。補記の件については事務局で検討をお願いします。

だいぶ時間も過ぎてまいりましたが、特に他の委員の皆様から御質問とかございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定している議事については以上となりますが、他に特にないようでしたら、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

(事務局から事務連絡)

湯浅会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、本日の情報公開運営審議会は、これで閉会したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。